

正

誤

令和 8年 3月27日付名古屋市公報第 588号中の訂正について

件 名	誤	正
名古屋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 (令和 8年名古屋市条例第 5号) 附則第 3項	3 施行日から令和 8年 9月 30日までの間におけるこの条例による改正後の名古屋市公衆浴場法施行条例(以下「新条例」という。)第 6条の規定の適用については、同条第 1項中「同条第 2項第12号」とあるのは「名古屋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(令和 8年名古屋市条例第 号)による改正前の名古屋市公衆浴場法施行条例(以下「旧条例」という。)第 4条第13号」と、同条第 2項中「第 4条第 2項第12号」とあるのは「旧条例第 4条第13号」とする。	3 施行日から令和 8年 9月 30日までの間におけるこの条例による改正後の名古屋市公衆浴場法施行条例(以下「新条例」という。)第 6条の規定の適用については、同条第 1項中「同条第 2項第12号」とあるのは「名古屋市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(令和 8年名古屋市条例第 5号)による改正前の名古屋市公衆浴場法施行条例(以下「旧条例」という。)第 4条第13号」と、同条第 2項中「第 4条第 2項第12号」とあるのは「旧条例第 4条第13号」とする。

なお、名古屋市公報第 588号の該当部は、本日訂正いたしました。